

奈良県いじめ問題再調査委員会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、奈良県いじめ問題再調査委員会の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 定員

- (1) 傍聴者の定員は、原則として10名とする。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設ける。
- (2) 前項の規定にかかわらず、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴者の定員を定めることができる。

3 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議開会の60分前から10分前までの間に、所定の用紙に氏名・住所その他会場が必要と認める事項を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室するものとする。
- (2) 傍聴の定員を超えた場合は、抽選とする。

4 会議を傍聴する場合の遵守事項

- (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード、又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

5 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が遵守事項を守らない場合、委員長は退出を命ずることができる。
- (3) 退出を命じられた傍聴者が、次回以降の会議の傍聴を希望した場合は、傍聴を許可しないことができる。

6 傍聴者への配付資料

傍聴者には、会議次第、審議等を行う事項等を記載した資料、その他、必要に応じて資料を配付する。